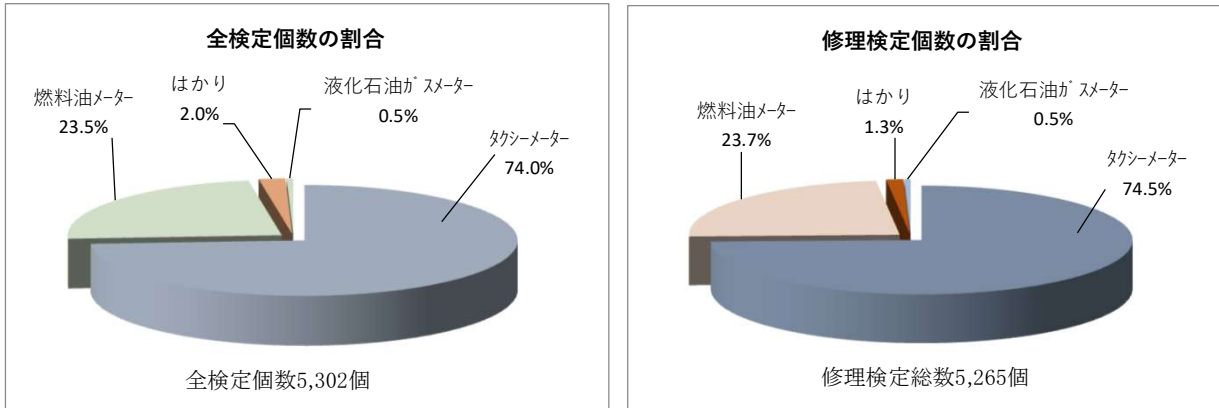


3 特定計量器の検定

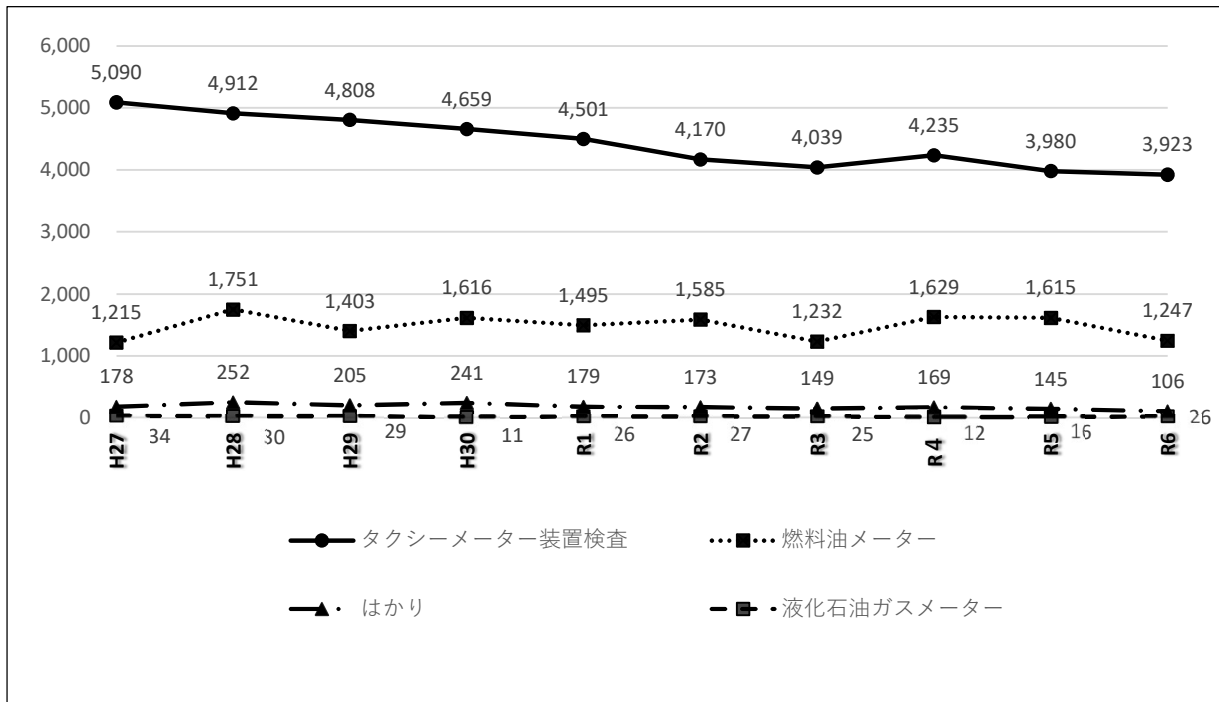
特定計量器を取引・証明に使用する場合には、計量法で定める検定を受け、これに合格したものでなければ使用することができない(計量法第16条)。この検定は計量法施行令(平成5年政令第329号)第17条別表第4に定める特定計量器の区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事及び指定検定機関がそれぞれ実施しており、そのうち一般に使用する特定計量器については、都道府県知事が行うことになっています。

検定に当たっては、計量法第71条で定める一定の条件(構造・器差)に適合したものを合格としています。

特定計量器別の検定状況(令和6年度)



特定計量器別の検定実績推移(平成27年度～令和6年度)



年度別証紙収入金額の推移

(単位:円)

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
証紙収入金額	7,055,350	8,029,300	7,633,850	6,903,100

(注)申請に対し、過貼付があったため、実績の合計と相違する。